

茂原市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和6年6月10日(月) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政(第一小委員長)
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)
11番 鬼島一郎(会長)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明	14番 加藤古志郎

出席推進委員 12名

小高 明	森川 善仁	富田 和男	中澤 英夫
深山 文雄	風戸 茂樹	伊東 忠司	富田 泰宏
富田 泰宏	古山 光雄	早川 昇一	深山 理

4 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一	係長 片岡雄一
係長 芝崎一郎	主査 鈴木秀彦	副主査 吉田茂則

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 7件
- ・令和6年5月9日開催第5回総会保留議案
農地法第3条の規定による許可申請について 17件
- ・旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- ・農用地利用集積等促進計画の意見回答について

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第6回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が4件、農地法第5条の規定による許可申請が7件の合計11件であり、この他に先月保留となりました、本納地区の営農型太陽光発電施設の案件が17件ありますので、こちらについても併せてご審議をお願いいたします。

そして議案第29号では、基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の承認について、議案第30号では、農用地利用集積等促進計画の意見回答についてご審議していただきます。

その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第6回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は2番小川委員、3番糸久委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請について、議案の第1から4号の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに、第1号議案です。申請地は本納字新田地先、畑917㎡を売買しようとする申請です。買受人は萱場の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請土地選定理由は、申請地を自ら耕作しているためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けをいたします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター2台、コンバイン、田植機2台を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、農薬の使用法については、地域の防除基準に従うとのことです。また、周辺の農地、農業経営に支障のないように留意したいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第2号議案です。申請地は早野字神門前地先外1筆、田809㎡、畑66㎡の合計875㎡を売買しようとする申請です。買受人は早野の★★さん、売渡人は早野の★★さんです。また、その申請地と隣接する宅地52.89㎡も取得し、合わせて営農したいとのことです。

申請理由としましては、日当たり良好のため、土地選定理由としましては、自宅に近いことから、管理しやすいためとのことです。買い受ける農地にパイプハウスを2棟建て、花卉として多肉植物を栽培、販売いたします。

営農計画について簡単に説明いたします。お手元の営農計画のチェック表をご覧ください。買い受ける農地にて花卉栽培、販売いたします。ハウスでの直売やネット販売で、560万円の収入を見込んでいます。こちら3ページの4に記載しています。それに対する生産経費、4ページの3番、肥料代、鉢、親株代として、50万円を見込む計画となっております。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件について、現在買受人が耕作に供すべ

き市内の農地はありません。主な機械の保有については、草刈機と土ミキサーを所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事します。技術については、独学で学び2018年頃から栽培し知識を習得しました。この度は農地を取得し、規模を大きくしたいと思い、申請いたしました。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、ハウス内での栽培なので、支障はないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第3号議案です。申請地は三ヶ谷字奈良作地先、田1163㎡を売買しようとする申請です。買受人は三ヶ谷の★★さん、売渡人は小林の★★さんです。申請土地選定理由は、申請地は自らの耕作地に隣接しており、耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しております。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターが3台、田植機とコンバインを所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、地域のきまりに沿った営農をするとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

第4号議案です。申請地は立木字禮之瞽女地先、田1487㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は立木の★★さん、譲渡人は立木の★★さんです。申請土地選定理由は、申請地を今まで耕作していたためとのことです。譲り受ける農地にて水稻の作付けをいたします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、田植機、コンバインを所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係については、農薬の使用については、最小限とし、草刈等こまめに行い、用水等に支障をきたさないように努めているとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上となります。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 1号議案、本納の件ですけれども、畑になっておりますけれども現状は田んぼできれいに耕作しており、1号議案は許可となりました。2号議案、これは自宅に近いということで許可となりました。3号議案、三ヶ谷の件、ここもきれいに耕作しており、許可となりました。4号議案、これはいと同じ土での贈与ということで許可となりました。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 耕作しているということで特に問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 畑という地目ですけど、きれいな田んぼに耕作していますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見

のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんは新規就農ということでありまして、自宅に行って話を聞きました。この写真にあるような多肉植物をたくさん作っていきまして、もっと増やしたいということで、クリーニング店を営んでいる旦那さんも大変乗り気でありました。現地は田んぼになっていて草が少し出ていますが、軽微な農地改良で埋めて上にビニールハウスを作る計画で、家族で応援しているとのことでしたので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は草も少し伸びてきていますが、ビニールハウスを建てるということで綺麗になると思います。ただ一つ、大分道路から下がった場所なんですよ。大雨が降ると水が溜まってしまうので、その辺ちょっと心配されますけど、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案ですが、★★委員に議事参与の制限がかかりますので、しばらく退席をお願いします。(★★委員退室) ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 認定農業者でもありますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地はきれいに耕作されていることと、買受人の耕作地の隣接でもあることですので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。★★委員入ってください。(★★委員入室) 続きまして4号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 手前の農地も譲受人の所有ということで、また自宅も近くですので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地はきれいに耕作していきまして何枚かに分かれています。良いところで問題はないと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。

続きまして農地法第5条の規定による許可申請について5号議案から11号議案までの説明を事務局よりお願いします。

事務局 説明に入る前にですが、配布資料の訂正が1か所あります。
お手元にある「議案説明資料」です。議案第7号～第9号説明資料をお開きください。隣接農地の欄で「1名」と記載がありますが「なし」に修正、同じく、排水同意

の欄ですが、「★★」の記載がありませんので追加をお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに5号議案です。申請地は、下太田字駒形地先、畑、600㎡です。下太田の★★さんが同社の代表取締役である同じく下太田の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受けて、一時転用の許可を得て山砂一時堆積場用地とする申請です。申請理由は隣接の★★の拡張工事に際して、近接の山を切り崩すことで出た山砂を堆積する場所が必要なため、土地選定理由は工事箇所と隣接しているためとのことです。事業計画として盛土して小堤を築造するとともに、道路に面した部分にはメッシュフェンスを設置する予定となっております。

次に転用許可基準です。立地基準ですが、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として、市環境保全課に特定事業許可適用除外届出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、土砂の流出を防ぎながら埋立てをします。

排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

なお、一時転用について、申請期間は令和9年6月30日までとなっております、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用等については、添付された必要書類で確認しております。

6号議案です。申請地は、大芝二丁目地先、畑、195㎡です。市川市の★★さん外1人が妻の実父である大芝の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受け、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は区画整理された土地で妻の実家に近いためとのことです。事業計画として、建築面積115.83㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準ですが、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水が道路側溝、汚水が公共下水道接続になります。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

7号から9号議案です。一体計画ですので、併せて説明いたします。申請地は早野字梅田地先、田4筆、5258㎡です。匝瑳市の★★さんが早野の★★さん外2人から土地を買い受けて、貸店舗用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、主要県道に面している適度な広さの土地で集客が見込めるためとのことです。事業計画として、建築面積2021.14㎡の菓等を含めた物品販売の店舗1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準ですが、申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断ができます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。他法令に基づく必要な申請として、都市計画法による開発行為許可申請が市都市計画課に、特定事業許可申請が県長生地域振興事務所に、排水放流先についての法定外公共物占用申請が市土木管理課にそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立てを行うとともにL型擁壁を設置します。排水については、汚水は合併浄化槽で処理後に、また雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、流出抑制対策後に、西側水路へそれぞれ放流となります。★★から意見書が、

★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

10号議案です。申請地は長尾字居々住地先、田、929㎡です。長尾の★★さんが実父である長尾の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受け、既存店舗とその駐車場用地の拡大を目的とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在、店舗を営んでおり、その拡大のためです。事業計画として、建築面積48.24㎡の店舗1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は、水道及びガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域であり、申請に係る農地から、概ね500m以内に2以上の教育施設、公共施設が在することから農地法施行令第7条第1号に該当する第3種農地と考えられ、第3種農地として判断される場合は、許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として食品衛生法に基づく食品営業許可を受けております。周辺農地の営農条件への支障については、造成工事が砂利敷のみであり埋立ては行いません。排水は合併浄化槽にて処理後に道路側溝に放流となります。★★から排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、同意を得ております。

その他、転用行為を行うに必要な資力と信用については申請添付書類にて確認しております。

11号議案です。申請地は、小林字芝地先外2筆、畑188㎡、田181㎡、計369㎡です。高師の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、住環境が良好な場所で販売するには最適であると判断したためです。事業計画として、区画面積369㎡の宅地1区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

申請の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一小委員長 5号議案、一時転用ということで出来れば安全性の面からもネットフェンスを設置してもらえたらどうかとの意見もありましたが許可相当となりました。6号議案、3種農地で親子関係とのことで許可相当となりました。7号から9号議案、3種農地で貸店舗用地とのことで許可相当となりました。10号議案、3種農地で親子関係とのことで許可相当となりました。11号議案、3種農地ということで許可相当となりました。以上です。

会長 5号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 農振農用地でございますけれども、一時転用ということで地元の★★からも同意を得ていますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 一時転用であるし使用貸借ですので、特別問題はないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは5号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして6号議案です。区画整理地内の農地です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 宅地のためにできている所なので、3種農地の用途地域ということも含め許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは6号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして7号から9号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 航空写真を用意してくれてありまして、赤く囲っておりますこの街区が宅地率40パーセントを超えているということで、3種農地という判断でありますので、3種農地であればやむを得ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここは大多喜県道沿いの大きな店舗が展開する並びでございまして、小委員会では宅地率4割以上の街区の見方で議論がありましたが、状況から見ればやむを得ないかなと。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 基本的には隣接する農地はないとのことですが、水路の隣の田んぼへの日照権の問題があるので、今回設置するL型擁壁の高さはどのくらいでしょうか。後々のこともあるからできれば日照の話をしておいてもらえるとありがたいと農業委員としては思いました。
- 事務局 高さは2メートルです。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号から9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは7号から9号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現在の店舗の3、4倍に拡張したいということですが、親子関係と3種農地でありますので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 店舗と駐車場を広げたいということで、3種農地ですので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。★★

委員いかがでしょうか。

★★委員

住宅地の中の一角でもあり、用途地域ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

いま、委員がおっしゃったとおり住宅街の一角で用途地域、3種農地ですので許可相当でよろしいと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして前回の保留案件です。農地法第3条の規定による許可申請について、議案第12号から28号について事務局の説明をお願いします。

事務局

第12号から第28号議案です。申請地は栗生野が4か所、高田が4か所、法目が9か所、合計17か所です。内訳は、栗生野地区の畑4432㎡、高田地区の畑1924㎡、田2920㎡、法目地区の畑5286㎡、田2014㎡、合計で畑が11642㎡、田が4934㎡、計16576㎡です。

買受人は千葉市の★★さん、売渡人は千葉市の★★さん外16人です。内訳は議事書に記載されておりますので参照ください。

本件についてですが、栗生野、高田、法目の各地区にて過去に個別に許可された訳ですが、経営の中心であった会社、★★ですが、昨年に破産、破産管財人を中心にその資産と事業の引き受け手を探したところ、東京都の★★になり、その子会社で千葉市の★★が耕作することになった経緯があり、この経緯が申請理由となります。

許可基準についてですが、全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、市内に農地はございません。千葉市に借入地がありまして、農地基本台帳記載事項証明書が添付されております。千葉市農業委員会に確認したところ、借入地の中に農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はないとの回答を得ています。

農業経営に係る計画について簡単にご説明します。買受農地にて甘藷及び馬酔木を栽培し、これを★★や農業イベントにて販売する計画となっております。

主な機械の保有については、トラクター、動力噴霧器、除草用手押モアなどを所有しております。労働力、技術については、6名で従事する計画です。

周辺地域との関係については、営農にあたり集落営農などへの妨害がないこと、農薬使用についても近隣への影響がないよう配慮すること、万が一の場合は責任を持つことが記されています。

また、今回、農地の所有権移転の対象が法人となりますので、農地所有適格法人かどうかの判断が必要となりますが、法人形態が株式会社であること、事業用件として主たる事業が農業に関連していること、議決権要件として総議決権の過半が常時従事者で年間150日以上であること、役員要件として理事等の過半が法人の農業に常時従事していることが定款及び経営計画書から確認がとれることから、農地所有適格法人であると判断できます。

これらのことから、農地所有適格法人として売買の相手方と認められるものと判断するところです。

次に5月20日に現場立会いを行いましたので、その時の概要を説明いたします。参加者は★★の★★さん、★★、3地区の農業委員、農業委員会会長、それに事務局職員です。

場所は、排水設備が悪く、ほ場としては難しいと考えられる高田地先の2カ所です。その中で話し合われたことについて、報告いたします。

6月末までに、申請地の草刈りを行う。秋から冬にかけて、ほ場整備を行いその時には場に適した作物についても検討したいとのことでした。3地区の農業委員にその

旨を伝え、了承されました。

保留案件について説明は以上となります。

会長 まず栗生野の12号から15号議案について、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 もともと畑にするには適していると思います。多少、草も伸びていますがトラクターでやってもらえば大丈夫だと思います。問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 栗生野の案件は他地区と違い、比較的野菜を作りやすい場所ではありますが、これまでの経緯からすると釈然としない気持ちがありますが、先程事務局からの説明があったように適正な圃場を作って耕作することなので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この保留案件は法目、栗生野、高田地区は一体計画ですよね。事務局からも説明があったように雨上がりの悪条件の中、事務局も会長もおいでいただいて高田地区を見てもらいました。それから★★の★★と、営農する★★さん。状態を見てパネルの乗っているところだけでもきちんと砂を入れてやってくださいと強く要望しました。その場所で良い返事はもらえました。だからやってもらうより仕方ないかなと思います。法目にしても高田にしてもひどい状態ですので、私たちもこれから★★さんと連絡を取りながらやっていただきたいと思います。

今年は草を刈ったり、状態を良くしていただくことを目的として、来年はぜひやっていただきたいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。12号から15号議案ですが、意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは12号から15号議案は許可ということで決定いたします。続きまして16号から19号議案の高田地区です。今、★★委員から話がありましたが、現地調査をしておりますので改めて、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 やっていただけるのであれば、特に問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 今回、新しい農地所有適格法人ということで期待もありますが、高田の状態は非常に厳しい状態で当初、埋立てをして耕作するとの話であったが放置したままでした。大事なことは、★★さんに事情聴取の中でお聞きし、高田の現場を知らなかったと意外な話があり、皆さんで現地調査したことは非常に素晴らしいことだと思います。それを生かして継続的に事務局や地元委員とのつながりを持つことが大事ではないかと思います。そして委員会の考え方、地権者の考え方もしっかりと訴えていくという姿勢が大事だと改めて思っておりますので、今回皆さんで現地調査をしてくれたことがまた次の展開につながっていくのかなと非常に期待しておりますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 3地区はそれぞれ営農条件が異なり、特に高田地区においては、今まで営農していないところもあるので農業委員会が指導する必要がある、許可が駄目だとなれば営農

型太陽光発電施設は出来ないこととなる。そうすると地主さんへの影響が大きくなってくるので、そこを考えて農業委員会として、営農に対し指導、対応していく必要があるのではないかと思います。

会長 ご意見ありがとうございます。特に高田のところは農業委員会としても月1回程度は状況を確認していきたいと思っています。

他にご意見はございますか。よろしいですか。16号から19号議案ですが、意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは16号から19号議案は許可ということで決定いたします。続きまして20号から28号議案の法目地区です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 荒れていたところがきれいになって順調にスタートしたところ去年は作付けがされなかったことが残念でありましたが、後継の事業者で営農の方をきちんとやっていただければありがたいなと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は昔から荒れていて、地元の人たちも安全性の面から心配していた土地なんです。徐々に開発されて安全性は良くなるのではと感じておりました。この申請計画のとおりにやってくれればと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。20号から28号議案ですが、意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは20号から28号議案は許可ということで決定いたします。続きまして旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）ご説明します。
（内容等について説明する。）

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。（異議なしの声）それでは29号議案については承認とさせていただきます。続きまして30号議案です。農用地利用集積等促進計画の意見回答についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第30号農用地利用集積等促進計画の意見回答についてご説明します。
（内容等について説明する。）

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。（異議なしの声）それでは30号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告
・農地法第3条の3の規定による届出について
・軽微な農地改良の届出について
・地目変更登記申請に係る照会について
・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。